

小牧市放課後子ども総合プラン 課題または考慮すべき要素について

| 項目 | 番号 | 内容 | 対応策等 |
|----------------|----|--|--|
| ① 総括的 事項 | 1 | 早い時間に帰宅できる児童は早い時間に帰宅すべき | 必要性の有無については慎重に判断すべきであるが、例えば、基本的な利用時間より長い時間を要望する利用者については、保護者の就労状況の確認などを徹底する |
| | 2 | 持続可能な仕組みを導入すべき | 費用、利用者負担を明確にしたうえで、適切な保護者負担金を設定できるよう随時検討するとともに、将来にわたって持続できる活動場所及び人員確保策となるよう十分に検討する |
| | 3 | 児童の自主性・主体性が尊重され、児童が自ら選択できる環境の確保が必要 | 実施内容を理解しやすく周知するほか、児童やその関係者の意見を実施内容に反映できる仕組みを検討する |
| | 4 | 場所や人材の確保については負担が偏在しないようにすべき | 関係機関と十分に協議を重ねる |
| | 5 | 利用者負担のあり方の検討が必要 | 他自治体の状況及び①-2の検討を参考にしながら、本委員会にて検討を行う |
| | 6 | メリットの明確化による利用者（保護者等）の理解が必要 | 十分に周知を図る |
| | 7 | 小牧市内でも地域差があることを考慮すべき | 本委員会の検討において十分に配慮する |
| | 8 | 現在の利用児童以上に利用者が増加したときは、活動場所、従事者の確保がさらに必要（児童クラブ、放課後子ども教室共） | 利用者数の上限設定について十分に検討する |
| | 9 | 配慮が必要な児童の増加 | 放課後等デイサービスなどの利用調整も含め、その児童にとってより良い環境が提供できるよう、関係機関との連絡調整を行うネットワークを構築する |
| | 10 | 外国籍の児童の増加 | 児童クラブの通訳の巡回を効果的に行うほか、必要に応じて通訳の増員を検討する |
| | 11 | 生活習慣や学習に遅れのある児童の増加 | 全ての児童にとってより良い環境が提供できるよう、学校及び相談・支援等の専門部署との連携を行うとともに、②-5の検討の過程において各事業の役割を精査し、実施内容を決定する |

| 項目 | 番号 | 内容 | 対応策等 |
|---------|----|---|--|
| ②活動内容関係 | 1 | 過剰なプログラムの提供により児童が疲弊しないようにすべき | 児童の自主性及び選択できる環境の整備を前提として、活動内容の検討において十分に配慮する |
| | 2 | 様々な活動に対して民間（地域含む）活力を導入することで、負担の軽減と地域の活性化を図ることができる | 情報収集のうえ、引き続き検討を行う |
| | 3 | 児童館との連携を考慮すべき | 地域資源としての児童館との連携についても、本委員会にて検討を行う |
| | 4 | いきなり大きなことを行うのではなく、検証しながらできることから取り組むことも検討する | 本委員会にて引き続き検討を行う |
| | 5 | 放課後子ども総合プランに含める部分と含めない部分の明確化 | 本委員会にて引き続き検討を行う |
| | 6 | 英語の必修化に伴う活動時間への影響（特に放課後子ども教室） | 情報収集のうえ、引き続き検討を行う |
| ③従事者関係 | 1 | 児童クラブ支援員の業務に見合った処遇改善の実施が必要 | 令和2年度より報酬単価の増額を行う |
| | 2 | 児童クラブ支援員の負担の軽減（事務処理）を検討する | 引き続き検討を行い、効率化・省力化を図る |
| | 3 | 放課後子ども教室安全管理指導員の慢性的な不足 | 引き続き人材確保に努めるほか、地域のボランティアや外部講師の確保も進める |
| | 4 | 大学の単位取得とリンクさせることで人材確保を図る | 情報収集のうえ、引き続き検討を行う |
| | 5 | ボランティアの発掘とマッチングを検討する | 依頼したい事業内容を明確にし、広くボランティアを確保できる環境を整備できるよう引き続き検討を行う |
| | 6 | 時間延長に対応できる従事者の確保が必要 | 引き続き人材確保に努めるほか、延長時間帯の勤務体制の検討を行う |
| | 7 | 放課後子ども教室の開催回数は、現在は週1回が限度 | 児童クラブと放課後子ども教室両事業のメリットを参加する児童が享受できるよう、実情を踏まえたうえで、体験活動の実施回数を検討するほか、地域のボランティアや外部講師の確保も進め、一体的な事業として整備する |
| | 8 | 実施体制の明確化 | 本委員会にて引き続き検討を行う |

| 項目 | 番号 | 内容 | 対応策等 |
|---------------|----|--|--------------------------------|
| ④ 施設 関係 | 1 | 一部の児童クラブでは施設が手狭であり、学校長期休業等においては待機児童が発生する可能性がある | 教育委員会及び学校と調整を行い、余裕教室の一時利用等を進める |
| | 2 | 保健室のような救急体制の整備 | 場所や人員、資材の確保が必要なため、関係機関と調整を行う |
| | 3 | 学校教員の標準的な勤務時間以降まで開催する場合は、活動場所によっては鍵などの施設管理の役割分担を決める必要がある | 該当する場合は学校と調整を行い、明確な運用ルールを定める |